

## 町田市認定幼児教育施設認定基準

基準項目	基準内容
施設の設置目的	幼児教育を行うことを目的として設置された施設であること。
公開性の原則	企業内雇用者又は公社等の団地住民の幼児その他の一部の特定の幼児のみを対象としている施設ではないこと。
教育内容	幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に規定する健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域を教育の内容としている施設であること。
対象児童	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としていること。
1学級の幼児数	原則として、1学級の幼児数が35人以下であること。
学級編成	学級は、原則として、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編成していること。
教諭等	認定幼児教育施設の長のほか、学級ごとに少なくとも1人以上の専任の教諭（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園の免許状を所持する者に限る。）を置いていること。
教育週数	毎学年の教育週数は、39週を下回らないこと。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
教育時間	教育時間は、1日4時間を標準とすること。
施設及び設備	施設及び設備については、次に掲げるものを備えていること。 （1）教室 （2）便所 （3）保健設備、飲料水用設備、手洗設備及び足洗用設備
教室	教室の数は、学級数を下回らないこと。
園則	次に掲げる事項を記載した園則その他の規程を設けていること。 （1）修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項 （2）教育課程及び教育週数に関する事項 （3）利用定員及び教職員組織に関する事項 （4）入園料、保育料その他の費用徴収に関する事項 （5）入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
その他	その他市長が必要と認める基準